答申第７号
(岩土木第511号による諮問)

答　　申　　書

第１　審査会の結論

岩出市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「市道下中島畑毛線改良工事に係る図面」について行った非公開の決定は妥当である。

第２　異議申立ての経過

１　平成２６年６月１３日、異議申立人は、岩出市情報公開条例（平成１２年岩出町条例第２２号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「市道下中島畑毛線の現在の改良工事前の南側道路側溝水路敷高が判る横断面図」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　同年８月１１日、実施機関は、本件請求に対して対象となる公文書を「市道下中島畑毛線改良工事に係る図面」と特定し、条例第９条第８号に規定する事務事業執行情報であるとして、非公開とする旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

３　同年１０月１８日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第６条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第３　異議申立ての趣旨

異議申立ての係る処分を取り消し、閲覧承諾し、申立人を含む利害関係者に対する工事の「説明責任」を果たす事を求める。

第４　異議申立人の主張の要旨

異議申立人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

１　申立人は、本件工事箇所に土地を有する利害関係者である。また、市道下中島畑毛線改良工事に関して平成２５年３月２９日付けで連名により要望書を提出した７人のうちの１人である。

２　平成２６年４月２１日より土木課の強行工事が開始された。岩出市土木課主催「７人連名要望書」に対する説明協議会は、平成２６年４月４日の散会状態を最後に、申立人がいくら続行を求めても開催されない。

３　土木課は「説明責任」を十分果たせていないので、何度も説明協議会の続行再開を求めたが、「協議会は開くつもりはない。昨年１１月２８日の上

中島地区役員との協議において、事業を実施していくために、関係地権者の意向に沿った計画で事業を進めていく旨の承諾を頂いたと認識している。行政当局が職権をもって処理遂行すべき事柄である。」と断られている。

4　昨年１１月２８日の上中島地区役員との協議に於ける土木課の認識は、全くのでたらめで､誤認識も甚だしい｡申立人は上中島役員の一人として、その日の協議に参加していた。その場において、上中島地区役員会が、ただ１人の関係地権者だけの意見を聞いて事業を進めていくようになどと承諾した事実は無い。他の上中島地区役員に確認しても、明らかに土木課の認識の誤りで､申立人とは認識は一致している。土木課にその旨伝えても、「認識の違いだけです。」と全く取り合わない。確信犯的である。

5　本件工事順序については、当初「協議中の箇所とは全く別の工事箇所から始め､水路敷の調整は秋以降の工事になる。」と担当者に聞かされていたが、本件に係る協議中であった筈の水路敷高調整工事が先行され、既に実行された。担当者の申立人への応答は全くの虚偽であった。

6　５月初旬、担当者に顛末説明を求めたが、申立人が別件で異議申立をした事が理由で工事の説明が何も成されずだった。それなら自分で知ろうとして、平成２６年５月１２日、今回の請求内容である横断面図、および工事工程表の閲覧を担当者に求めた｡担当者は､｢工事工程表は作っていない。簡易な横断面図は今でもあるが、より詳細な数値があるものを探してこちらから連絡する。」と、その時は快諾した。しかし、その後、連絡を一切断ち、１ヶ月後の６月１２日に至るまで、のべ８回に及び申立人の催促にもかかわらず、完全に無視し続けた。

7　翌６月１３日、土木課課長補佐から「実は、５月２８日付け土木課内部４者（課長、副課長、課長補佐、担当者）会議で、別件で異議申立書を提出している申立人には何も閲覧許可しないということを既に決定してありました。担当者の告知が二週間遅れた事はすいません。請求の「旧市道の数値がある詳細な横断図面」は存在しません。また、隣接利害関係者が閲覧できたという簡易な横断図面の方は、市が説明使用したものであって、申立人には閲覧許可できない｡」と電話で断られた。

8　これは、土木課の差別行為で言語道断である。とても憤慨している。別件の異議申立書というのは､申し立て内容が｢記録簿､議事録の開示請求」であり、これらは市民固有の権利の行使であって、その提出したことを理由とする差別は許されない。岩出市土木課は工事利害関係者への「説明責任」を果たさないばかりか、利害関係者自らが知ろうとする「知る権利」をも侵害し続けている。人権蹂躙である。土木課が、行政の義務を果たさ

ないのは、地方公務員としての背任行為である。

9　今回の公文書公開請求日は、平成２６年６月１３日付。「公文書公開可否決定期間延長通知書」が手渡されたのは平成２６年７月１日。これは、岩出市情報公開条例第７条第１項に違反するものである。また、同条第４項には「実施機関は、やむを得ない理由により、第１項に規定する期間内に公開可否決定をすることができないときは、当該請求書を受理した日から起算して６０日を限度として、当該期間を延長することができる。」とあるが、今回の６０日延長の理由としての「同事業の公文書公開請求（整理番号１８６号、第１８７号）の岩出市情報公開・個人情報保護審査会の審議が行われていないため。」というのは、決して「やむを得ない理由」とは言えない。「公開可否決定」は請求に係る公文書の件名または内容によって独自に判断すべきであって、別件の他の情報公開請求に絡めたり依存したりするものではない。いたずらに最大限の先延ばしを企むこういった事からも、土木課がいかに「説明責任」に背を向けているかがうかがえる。

第５　実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

１　非公開と決定した情報は、実施機関の事務事業として実施する道路改良工事の計画を記載したもので、工事の実施に対して直接的な影響を及ぼす関係者（通常は隣接地権者や地元区長）にのみ、説明資料として公開しているものである。

２　実施にあたり関係者との協議により決定していく情報もあり、協議により計画変更が生じる可能性もある未成熟な情報である。

３　公開した場合に未成熟な情報が独り歩きし、関係者との協議や交渉に支障をきたす恐れがあること。また、現在実施中の関係者から工事の協力を得ることが難しくなり、最悪の場合、当該事業が中止される恐れがあることから、「当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがある」に該当すると判断するものである。

第６　当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

１　本件処分の対象となった公文書について

本件処分の対象となった公文書は、実施機関の事務事業として実施する市道下中島畑毛線改良工事の施工に当たり、実施機関が隣接地権者等との協議や打合せ等により当該工事の施工計画を決定し、その内容について図

示するものとして作成したものであって、当該工事の施工前と施工後の状況がわかるようポイントごとに道路や水路などの高低や幅員、勾配などが断面的に示されている。

2　条例第９条第８号の該当性について

（１）条例第９条第８号では、公開しないことができる公文書として、「市の機関又は国等が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、訴訟その他事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が損なわれると認められるもの、特定のものに不当に利益若しくは不利益が生ずるおそれがあると認められるもの、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれると認められるもの、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの」と規定している。この趣旨は、市や国等の機関は、常に公共的活動としての事務事業を公益を目的として適正に行わなければならないものであるが、その性質上、公開するとその事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる情報については非公開としているものである。

（２）本件において、道路改良工事の施工に当たり隣接地権者等と行われた協議や打合せ等は、隣接地権者等との協力、信頼関係に基づき、内容や結果を公表しないことを前提として行われたものである。

（３）また、本件処分の対象となった公文書についても協議や打合せ等における隣接地権者等からの要求や主張を反映して作成したものであり、隣接地権者等との協議や打合せ等における説明資料として使用するほか一般には公表していない。

（４）仮に、本件処分の対象となった公文書を公開することとした場合、隣接地権者等が自己の要求や主張が公表されることをおそれて、今後の交渉に応じないなどの事態が生じることは十分に予想されることから、隣接地権者等との協力、信頼関係を損なうおそれがあると認められる。

（５）そして、隣接地権者等との協力、信頼関係が損なわれた場合、道路改良工事を施工するに当たり不可欠となる隣接地権者等の理解と協力が得られず、当該事業が中止となるおそれが十分に予想され、今後の当該事業の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

　よって、本件処分の対象となった公文書は、条例第９条第８号に規定する事務事業執行情報に該当すると認めることができる。

3　その他

申立人は、市道下中島畑毛線改良工事に係る隣接地権者等の一人であり、

協議や打合せ等を行った場に参加していることを理由に関係当事者間の協力、信頼関係が損なわれることはないと主張するが、情報公開制度において公文書の公開請求者が誰であるかということは、当該公文書の公開、非公開の判断に影響を及ぼすものではない。

4　以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

第７　審査会の審査の経緯

年月日	内　　容　　等
H26･10･31	実施機関からの異議申立てに係る諮問書の受理
H26･11･ 4	実施機関に対して弁明書の提出依頼
H26･11･17	実施機関からの弁明書（正副２通）の受理
H26･11･19	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付と反論書の提出依頼
H26･12･11	異議申立人からの反論書（正副２通）の受理
H26･12･12	実施機関に対して異議申立人の反論書（副本）を送付
H26･12･22	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・異議申立人から意見の聴取 ・実施機関担当者から説明の聴取